

食品安全委員会企画等専門調査会

(第48回) 議事録

1. 日時 令和8年6月3日(水) 10:00～11:18

2. 場所 食品安全委員会 第二会議室

3. 議事

- (1) 専門委員の紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出
- (4) 令和7年度食品安全委員会運営状況報告書について
- (5) 令和8年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方等について
- (6) その他

4. 出席者

(専門委員)

本間座長、畝山座長代理、阿部専門委員、石川専門委員、今村専門委員、川名専門委員、久我専門委員、郷野専門委員、田沼専門委員、千葉専門委員、早川専門委員、平沢専門委員、藤原専門委員、松橋専門委員、吉成専門委員、米田専門委員

(専門参考人)

横田専門参考人

(食品安全委員会)

祖父江委員長、浅野委員、頭金委員、春日委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、國保評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、刈岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配布資料

資料1-1 食品安全委員会専門調査会等運営規程

資料1-2 食品安全委員会における調査審議方法等について

- 資料 1－3 「食品安全委員会における調査審議方法等について」に係る確認書について
- 資料 1－4 令和 8 年度における企画等専門調査会審議スケジュール
- 資料 2－1 令和 7 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）
- 資料 2－2 （参考資料）運営状況報告書（案）のポイント
- 資料 3－1 令和 8 年度における「自ら評価」案件候補の選定について（案）
- 資料 3－2 （参考資料）令和 7 年度における「自ら評価」案件候補の審議結果について（概要）
- 資料 3－3 （参考資料）これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について
- 資料 4－1 令和 7 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）

6. 議事内容

○藤田総務課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第48回企画等専門調査会を開催したいと思います。

平沢専門委員がまだ来られていませんが、特に御欠席の連絡はいただいておりますので、間もなくお見えになるかと思います。

食品安全委員会総務課の藤田でございます。よろしくお願いいたします。本日、座長が選出されるまでの間、議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、そういうことで、平沢委員はまだ来られていませんが、16名の専門委員、それから、1名の専門参考人に出席をいただいているところです。

対面とウェブの併用となっております。台風の関係でオンラインの方が多くなってございます。

なお、食品安全委員会からも7名の委員が出席しております。

また、傍聴の方もいらっしゃいますが、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいてライブ配信も行っておりましてございます。

去る4月1日付で平沢先生と本間先生、2名の改選が行われて、本日はその選任後最初の会合となっております。

続いて、資料の確認にまいります。

資料については事前にお送りさせていただいておりますが、資料は1－1が「食品安全委員会専門調査会等運営規程」、資料1－2が「食品安全委員会における調査審議方法等について」、資料1－3が「『食品安全委員会における調査審議方法等について』に係る確認書について」、資料1－4が「令和8年度における企画等専門調査会審議スケジュール」、資料2－1が「令和7年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」、資料2－2が「（参考資料）運営状況報告書（案）のポイント」、資料3－1が「令和8年度における『自ら評価』案件候補の選定について（案）」、資料3－2が「（参考資料）令和7年度における『自ら評価』案件候補の審議結果について（概要）」、資料3－3が「（参考資料）これまでに選定さ

れた『自ら評価』案件の実施状況について」、資料４－１が「令和７年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）」となっております。お手元に御準備をお願いいたします。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を御報告いたします。

今回の議事については、個別の申請品目に係る調査審議ではございませんので、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいません。

それでは、議事に移ります。

まず、議事（１）の「専門委員の紹介」でございます。

私のほうからお名前を紹介いたしますので、一言自己紹介をお願いしたいと思います。平沢委員は追って御紹介申し上げます。

本間専門委員です。

○本間専門委員 前国立医薬品食品衛生研究所の所長を務めておりました本間です。

前回に引き続き、この専門委員を務めさせていただいております。

専門は遺伝毒性で、食品安全委員会ではこの部会だけでなく、農薬の第一、第五の専門委員を務めさせていただいております。また皆さん、よろしくお願いいたします。

○藤田総務課長 ありがとうございます。

続きまして、議事（２）の「専門調査会の運営等について」でございます。

資料１－１から１－４までを御覧いただきたいと思います。

私のほうから簡単に御説明を申し上げます。

資料１－１は専門調査会の運営規程となっており、専門調査会の運営に関する諸事項を定めたものでございます。

かいつまんで申し上げますと、第２条のところでございますが、委員会には別表に掲げる専門調査会を置き、それぞれ所掌するということでございます。

それから、２項として、専門調査会は専門委員により構成し、その属すべき専門委員は委員長が指名するということで、ここにお集まりの方々はこの企画等専門調査会に所属するということで指名させていただいております。

３項として、専門調査会に座長を置き、専門委員の互選により選任するということでございます。

４項として、座長は専門調査会の事務を掌理する。

５項で座長に事故があるときは、専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとなっております。

それから、４条でございますが、座長は専門調査会の会議を招集し、その議長となる。

それから、４項のところでございますが、専門調査会への出席は開催場所への参集やウ

ェブ会議システムを利用することにより行うということで、オンライン参加も規定されているというところでございます。

次のページの別表のところで各専門調査会の審議事項が書いてございまして、企画等専門調査会はその一番上に書いてございます。

続きまして、資料１－２になります。「食品安全委員会における調査審議方法等について」でございます。

これは審議事項についての専門委員の方々との利害関係、いわゆる利益相反に関する決定事項となっております。

２の（１）のところでございます。①からいろいろ書いてございますけれども、調査審議の対象となる品目の申請企業などと金品の授受があったり、それから、株式の保有などの関係があったり、あるいは役員を務めている、それから、申請資料の作成に協力したといった場合に該当する場合には、その審議から外れていただくということになってございます。

また、（２）のところでその該当についての確認書を提出いただくこととなっているところでございます。

その確認書が資料１－３になっておりまして、今回の改選となった平沢委員と本間委員から確認書をいただいております。確認した結果、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃらなかったということでございます。

なお、１－３のところにも書いてございますけれども、この該当関係について変更があった場合には、速やかにまた改めて確認書の提出をお願いすることになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで平沢委員が入られたようですので、平沢先生、聞こえておりますでしょうか。

反応がないですね。

では、続いて資料１－４でございますが、令和８年度における企画等専門調査会の審議スケジュールとなっております。

今回の６月３日と、今年度としては１１月と来年の２月頃に開催を予定しておりまして、審議事項はこのスケジュール表にお示ししているとおります。このとおり進めていきたいと思っておりますのでございます。

以上、１－１から１－４まで御説明申し上げましたが、御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今説明した内容について確認いただいて、また、御留意いただいて、専門委員をお務めいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、議事（３）に入ります。「座長の選出」についてでございます。

座長の選出については、先ほど申し上げた専門調査会運営規程第２条第３項により、専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任するとされておるところでございます。

どなたか推薦はございますでしょうか。

○田沼専門委員 グリーンハウスの田沼と申します。

座長につきましては、国立医薬品食品衛生研究所名誉所長であり、これまでも座長として企画等専門調査会において幅広い分野の調査審議を牽引してこられた本間専門委員が適任と考えられますが、いかがでございましょうか。

○藤田総務課長 ありがとうございます。

ただいま、本間専門委員を座長にという御推薦がございましたが、いかがでしょうか。御賛同いただけますでしょうか。

(専門委員首肯)

○藤田総務課長 ありがとうございます。では、賛同いただいたと考えますので、座長に本間専門委員が互選されました。

では、本間座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○本間座長 御推薦ありがとうございます。引き続き座長を務めさせていただきます。

前回、私が座長を務めて、今回も全て同じメンバーですので、また気軽に意見を交換させていただきたいと思います。前はそれほど深刻な案件はなかったと思いますが、これから何が起きるか分かりませんので、重要な点はしっかり審議させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○藤田総務課長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、運営規程第2条第5項において、座長に事故があるときには、専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとありますので、座長の指名をお願いしたいと思います。

また、これ以降の議事の進行を本間座長をお願いいたします。

○本間座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

ただいま事務局から説明があった座長代理の指名ですが、私から座長代理として畝山専門委員にお務めいただきたく指名をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(専門委員首肯)

○本間座長 ありがとうございます。

それでは、畝山座長代理からも一言お願いできますでしょうか。

○畝山座長代理 畝山です。

引き続き座長代理ということで務めさせていただきます。よろしくお願いします。

○本間座長 ありがとうございました。

それでは、早速議事に移ります。

議事（４）の「令和７年度食品安全委員会運営状況報告書について」であります。

まずは事務局から説明をお願いいたします。

○藤田総務課長 改めまして、事務局総務課でございます。

昨年度の運営状況報告書について御説明申し上げます。資料２－１と２－２を用意してございますが、説明のほうは２－２のポイントを用いまして御説明申し上げますので、御準備をお願いいたします。

目次の次をめくっていただきまして、１ページ目になります。これは食品安全の基本的事項ということで、我が国の食品安全行政の基本的な仕組みでありますリスクアナリシスの考え方やリスク評価等について確認的にお示ししておるものでございます。

めくっていただいて２ページ目になります。委員会の運営全般ということでございます。昨年度は食品安全委員会、いわゆる親委員会を４３回、専門調査会等を１１７回開催いたしました。その中で１４３件の評価依頼を受けまして、過去分も含めまして１５２件の評価を終了し、リスク管理機関に通知をしたところでございます。

その下ではこの企画等専門調査会の開催の概要をお示ししております。

一番下のところでは予算や体制の整備事項について記載をしております。

めくっていただいて３ページ目になります。DXに関する取組でございます。昨年度はDX関係の研究事業２課題を実施いたしました。また、海外の情報収集を効率化するために機械翻訳の導入に向けまして、その本格導入に向けた具体的な課題を確認するための試行、トライアルを行ったところでございます。

めくっていただいて４ページ目です。これは専門調査会の開催状況です。左上がこの企画等専門調査会でございます。以下、添加物、農薬第一から第五専門調査会等となっております。開催回数と審議事項を列記してございます。

めくっていただいて５ページ目です。今度はワーキンググループの開催状況になります。一昨年度末に設立されましたばく露評価のワーキンググループや、昨年設立されましたビスフェノールＡのワーキンググループが新しく追加されてございます。

めくっていただいて６ページ目になります。食品健康影響評価の審議状況ということで、これは食品安全委員会の設立以来の累計の評価件数をお示ししております。一番下の合計

欄のところで数字を書いてございますけれども、累計で約3,700件の要請を受けまして、うち約230件が審議中、約3,500件が評価終了となっております。

要請件数と評価終了のところで内数ということで昨年の分を記載しております。一番多いものが農薬、続いて遺伝子組換え食品等となっているところでございます。

めくっていただいて7ページ目です。「自ら評価」の実施状況になります。昨年度の案件審議といたしましては、青の矢印で書かせていただいたようなスケジュールで審議を行いました。御案内のように、「自ら評価」の案件として選定されたものはございませんでしたが、無機ヒ素につきましては情報収集を継続することとなったところでございます。

下半分では過去の「自ら評価」の案件の動きということで、アレルゲンにつきまして「落花生」と「くるみ」についてファクトシートを公表したところでございます。

めくっていただいて8ページ目です。食品安全モニターの活動報告でございます。昨年度は460名の方にモニターになっていただきまして、提案等をいただきました。11件の提案をいただいたところでございます。それをその下の①から③の分類、①はリスク管理措置などが適切に実施されているもの、②は適切に実施されているか不明確であるもの、③は委員会のリスク評価等に関するものに分けて対応することとしたところでございます。

右側の囲みで①から③の分類に分けた表、それから、関係省庁に分類したものをお示ししております。関係省庁としては消費者庁と食品安全委員会が4件ずつで最多となっております。

提案内容は左下でございますけれども、用語集でございますとか、Codexにおける重金属規格、健康被害となり得る硬質異物等について提案をいただいたところでございます。

次のページで提案内容のうち一部を抜粋して掲載しております。

左の用語集については、昨年の中間報告でも御紹介しましたがけれども、用語集について、FSSC22000についてISOと同様に追加してはどうかという提案でございましたが、これにつきましては、ISOのような国際標準化機関とは性質が違うのではないかと考えているところでございます。

右の②は国税庁のホームページについてでございます。アルコール摂取については、国立がん研究センターなどではがんの予防には飲酒をしないことがベストでありますとか、大規模研究では少量飲酒でもリスクが上昇するといった報告がある一方で、国税庁のホームページでは「酒は百薬の長」という言葉もあるでございまして、あるいは精神のストレスを和らげ、血行を促進する等の一定の効果を生むといった記述があったところでございます。アルコールは適量ならば健康の増進に役立つと書かれているのだけれども、適量が存在するわけではないので訂正してはどうかといった御提案でございました。

これについて国税庁に共有したところ、回答をいただいたところでありまして、この掲載内容については過去の一時点の取組の情報であって、削除を予定しているといった回答をいただいたところでございます。なお、現時点においてこの記載は既に削除されているといったところでございます。

めくっていただいて10ページ目です。研究・調査事業になります。研究・調査事業については、今後5年間の方向性をロードマップという形でお示ししております。ロードマップは令和6年6月に改正されたところをごさいますて、下のところにその概要を掲載しております。真ん中のほうで（1）から（3）で赤字で書いておりますけれども、この赤字で書いている柱立てに基づきまして案件の選定や評価を行ってきているところをごさいます。

めくっていただいて11ページ目、各論でございますけれども、これは過年度、令和6年度に終了した研究事業について事後評価を行いましたので、その結果の一覧でございます。

12ページ目になります。これは令和7年度において実施いたしました研究課題の一覧になります。右のほうに採択年度とございますて、ここに令和6年度と書いているものが令和6年度からの継続課題、令和7年度と書いているものが新規に採択された課題ということになります。継続課題が9の新規課題が11ということで、計20の研究事業を実施したところをごさいます。

下のところは調査事業の一覧ですけれども、昨年度は6つの課題を実施いたしました。

めくっていただいて13ページ目です。これは次年度ですので、現在の今年度になりますけれども、今年度の研究・調査事業の優先実施課題でございます。左下のほうでI-1からI-3までございますけれども、先ほどのロードマップの3本の柱立てをブレイクダウンした形で課題を設定して公募を行ったところです。右のほうでは、若手の専門家の育成を目的とした若手枠も募集するというところで公募を行ったところをごさいます。

採択された課題が次のページになります。14ページであります。計7つあるのですけれども、①と②の下に書かれている5つの課題がいわゆる通常枠、⑤のところでは書かれております2つの課題は若手枠で採択されたものでございます。一番下は調査事業で、今年度は現在のところ1事業を実施しております。

めくっていただいて15ページ目、リスクコミュニケーションについてでございます。15ページは概要ですけれども、主な取組といたしましては、意見交換会では一般消費者等を対象にオンラインセミナーで意見交換会を実施いたしました。

また、情報発信ではPFASやアレルゲンについてホームページを通じて情報を発信しているところをごさいます。

講師派遣では地方公共団体との共催での意見交換会やその他の意見交換会、また、消費者庁が主催する意見交換会への講師派遣も実施してきたところであります。

めくっていただいて16ページ目、まず情報発信についてであります。情報発信については、広報紙等の紙媒体、ホームページやSNS等のネット媒体、意見交換会等の直接対話という3つのチャンネルで実施しております。このページでは紙の広報誌の掲載内容でございますとか、ホームページやSNS等の記事数や閲覧者数を掲載してございます。

めくっていただいて17ページ目です。その中でXで閲覧数が多かった投稿例を御紹介しております。ウエルシュ菌やセレウス菌といった食中毒に関する投稿が注目を集めたよう

であります。

下の半分では食品安全委員会の活動についてということで、世界食品安全の日あるいは食品安全モニターの募集等について投稿をしております。

18ページ目でございます。ウェブサイトの中のトピックスという結構上のほうの部分があるのですけれども、そこに載せた題材でございますけれども、農薬の再評価やアレルギー、それから、当委員会の松永委員が出演されたトーク番組を御紹介しております。

右のほうではYouTubeチャンネルでございますが、イミダクロプリドの評価書の動画やPFASに関する動画を掲載しております。

めくっていただいて19ページ目です。普及啓発ということで、まずオンラインセミナーでございますけれども、4月にイミダクロプリド、これはネオニコチノイド系農薬になりますが、これに関しての再評価を題材にオンラインセミナーを実施いたしまして、浅野委員に講師を務めていただいております。

下の半分は各種意見交換会でございますけれども、地方公共団体との意見交換会やその他の講演に食品安全委員会の委員を中心に講師を派遣しております。一例を申し上げますと、昨年の9月、埼玉県でリスクコミュニケーションに関する内容の意見交換会に松永委員に行ってくださいまして、109名の方の参加をいただいたところでございます。

めくっていただいて20ページ目です。リスク管理機関との連携になりますが、消費者庁と連携いたしまして、昨年度では上の2つが東京と大阪で親子向けのイベント、それから、下の4つでは放射性物質や添加物等に関する意見交換会に職員を派遣したところでございます。下のところでは参加者からの感想を抜粋で載せております。

21ページ目です。学術団体との連携になります。委員派遣といたしましては、3月の日本薬学会の146年会で委員長と浅野委員に講演を行ってくださいました。

また、ブース出展といたしましては、表に書かせていただいております8つの学会にブースを出展いたしまして、食品安全委員会の活動のPRでございますとか、あと、『Food Safety』という学術誌への投稿の呼びかけなども行っているところでございます。

22ページ目になります。緊急時訓練でございます。これは対応訓練計画に基づきまして、実務研修と確認訓練の二本立てで実施いたしました。また、後ほど御報告いたしますが、確認訓練についてですけれども、一番右のところでは農薬が冷凍食品から見つかったという想定で実際にやってみたというところでございます。

めくっていただいて23ページ目です。食品安全情報の収集、整理活用でございます。当委員会では外国政府機関や国際機関が発信する情報を日々収集しております。昨年度では約2,000件の情報を収集いたしまして、食品安全総合情報システムを通じまして国民の方々に情報提供したほか、日報という形でリスク管理機関にも提供を行っております。また、関係府省担当者会議も随時実施しております。

最後、24ページでございます。国際協調の推進でありますけれども、まず、左下のところのFood Safety、季刊ものですが、英文電子ジャーナルを年4回発行いたしました

て、投稿いただいた論文でございますとか、我々が行ったリスク評価書の概要の英訳などを掲載しております。

右のほうの国際会議への参加でございますが、昨年度では米国のIAFP、ギリシャのEUROTOX、タイでのJMPRなどに委員や事務局職員を派遣し、情報収集等を行ってきているところでございます。

駆け足で恐縮ですが、昨年度の運営状況報告書について御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○本間座長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がありましたら挙手をお願いいたします。

では、石川委員、お願いします。

○石川専門委員 今御説明をいただきましたように様々な取組をされていらっしゃる中で、リスクコミュニケーションの情報発信の促進に関しての意見なのですが、今回の事前レクの際に、裾野を広げるために何事も子供の頃から伝えていくという姿勢が必要と考えるという御意見を藤原先生がおっしゃっておられましたように、私も、増やせないものなのかなと感じております。

私どもの話で恐縮なのですが、現在、地方自治体では公衆衛生業務に従事する獣医師不足、欠員、そして、開業獣医師の後継者不足というのが深刻な状況になっております。昨年、小学2年生の国語の教科書に「どうぶつえんのじゅうい」という教材があることや、中学校の工作体験授業で獣医師の仕事の話をしてほしいという御要望がありましたことを機会に、獣医師の仕事に興味を持っていただきたい。さらに、地方からは国内17か所しかない獣医学部に入学するのがとても困難な状況があるので、小さい頃からもしなりたいのであれば、準備を少しでも早くからしていただくためにという思いから、本会では今年度から教育委員会に対して要請があれば本会の会員獣医師を派遣して、40分の授業に合わせたパワポでの説明であるとか、そういったものを始めているところがございます。

前置きが少し長くなりましたけれども、文科省との連携については、事前レクの際、相談をしている段階ですという御説明がありましたけれども、本日配付いただいている『うんこドリル 食べ物のひみつ』であるとか、キッズページに掲載されている『科学の目で見ると食品安全』などの啓発冊子の活用、それから、感染症の予防にもつながる正しい手洗いの動画などを活用して、小中学生を対象とした啓発活動に力を入れていただけたらなという意見が一つ。

それから、もう一つは緊急時の対処、緊急時対応訓練の実施のところなのですが、参加者のところに自治体が含まれていないというのは、例えば厚労省、農水省など関係省庁から各自治体へ情報が流れる。そこから国民へ情報が流れるという仕組みがあるという

ことから入っていないのか、そちらを教えていただけたらと思います。

○本間座長 今、石川委員のほうから2点御意見がありましたけれども、事務局の方、それぞれ対応をお願いしますでしょうか。

○楠川情報・勧告広報課長 では、リスクコミュニケーションのほうで、御意見ということでおっしゃった点はそのとおりだと思うのですが、追加で御紹介させていただきますと、お話の中でもありましたうんこドリルの話ですとかキッズボックス、あるいは『科学の目で見る食品安全』といったものの全体を取りまとめたキッズページというのを食品安全委員会のサイトの中に作っておりまして、このキッズページへのリンクというのを文科省のほうで作っていらっしゃる小学生向けの教材を集めた「たのしくまなび隊」というページがあるのですけれども、そこでリンクとして紹介いただいているので、そういったところから見つけていただければなと思っていますところでございます。

○本間座長 ありがとうございます。

では、緊急事態対応の方についてもお願いします。

○藤田総務課長 緊急時対応訓練の参加者についてでございますが、今、委員がおっしゃったように、まさに地方公共団体については、結局そういった危害、農薬とかが見つかったという情報が第1報は当然保健所に入るということでございますので、そこから厚生労働省に情報が上がっていくという想定で、そういう意味で含まれているということでございます。ただ、もちろん現実にはこの日にやっていただくということはまだないのですけれども、そういった想定で地方自治体も入ってきているということでございます。

○本間座長 石川委員、よろしいでしょうか。

○石川専門委員 大丈夫です。ありがとうございます。

○本間座長 ほかの先生はございますでしょうか。

ウェブのほうで藤原先生、まずお願いします。

○藤原専門委員 ありがとうございます。

今、名前を挙げていただいたのもあるのですけれども、いつも、毎年かな。去年もお話ししているように思うのですけれども、こういうものはやはり子供からというのが大事だよねというのは同じ、いつもの意見ですが、今の御説明の中で文科省のほうにリンクを貼っていただいてということなのでも、そこを通してどのぐらいアクセスされたか

みたいなことも一度ちゃんと検証しなくてはいけないのではないかなと。ただそこを見つけてくれればということであれば、見つけてくれなければ届きませんので、より積極的に前のめりにということであれば、もっと積極的に、文科省にお願いしてということになるのかもしれませんが、なかなか配付してとなると費用がかかったりという問題もありますけれども、どういう感じでそこをPRしてもらうか。例えばどこかでこういうのがあるからぜひ見てくださいと言ってもらうだけでも大分違うような気がするので、リンクを貼ってもらうというか、見てもらえるようなところに置いてもらうというのはそうなので、それがどのぐらい効果があるのかというのもしやってみようというのであればぜひ検証していただければと思います。意見です。

以上です。

○本間座長 今、意見ということですが、何か事務局のほうでよろしいですか。

特によろしいですか。藤原先生、御意見ありがとうございます。

あともう一人、ウェブのほうで久我先生ですね。よろしくお願いします。

○久我専門委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、先ほど15ページのところで御紹介がありました情報発信に関連して1点提案になります。SNSの投稿については私もよく拝見させていただいております、多くの方に閲覧いただいているかと思います。X（旧Twitter）の投稿を拝見しておりますと、各投稿で平均数万以上のインプレッションがあるかと思います。その中でも見ておりますと、一般の国民の方にとって身近な食の安全に関する投稿の内容というのは特に関心が高く、直近ですと、4月の末だったかと思いますが、Xに投稿された腸管出血性大腸菌による食中毒防止のための加熱の重要性、この情報については大体660～670万件くらいのインプレッションで6,000件以上のシェアがあり、多くの方にリーチしていただいていることがうかがえるかと思います。

これに関連して1点提案になります。SNSは皆様御承知のように迅速かつ広範に情報を伝達できる媒体で、地方公共団体による情報発信等とも組み合わせることでより効果的なコミュニケーションにつながるのではないかと考えております。現在、食品安全委員会ホームページの「消費者の方向け情報」というコーナーには、それら各SNSへのリンクが載っているのですが、それでも、「食品安全関係素材集」のページの中にある「地方自治体向けリスクコミュニケーション用素材集」においては、掲載されているPDFの資料の中にSNSの活用についての記載はあるものの、食品安全委員会のSNSの投稿をそのままシェアしたり、直接活用するような観点は必ずしも明記されていないように見受けられます。

現在でも関係する省庁との間では相互に関連する投稿のシェア等の対応をいただいているかと思うのですが、こうしたSNS投稿は地方自治体にとっても新たなコンテンツを作成することなく、信頼性の高い情報を活用できる点で有益だと思いますので、例えばこ

のガイドラインといいますか、PDFの自治体向けの資料について、改版のタイミングにおいて、食品安全委員会のSNSアカウントのリンクですとか投稿をシェアする形の活用についても明示いただくことも一つの案かと思いました。比較的負担の少ない対応で情報発信の波及効果を高めることが期待できるのではないかと思いますので、もし差し支えなければ御検討いただければと思います。

以上になります。

○本間座長 ありがとうございました。

御意見ということですが、食品安全委員会のほうで何か対応を考えていらっしゃれば。

○楠川情報・勧告広報課長 ありがとうございます。対応として検討してまいりたいと思います。

○本間座長 ありがとうございます。

○久我専門委員 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○本間座長 では、フロアのほうで今村専門委員、お願いします。

○今村専門委員 今村です。御説明ありがとうございます。

2点ほど意見を申し上げたいと思います。21ページに、今回、食品安全委員会で各学会にブースを出していただいているということで頑張っているのですが、私、公衆衛生を旨としているものなのですが、2年ほど出してもらったのですが、昨年出てなくて、今年どうも出る予定がなさそうだということで、公衆衛生の業界での食品安全委員会の知名度が大変低いという問題があって、実際に委員に協力していただくことや事業に協力していただくときに知名度のなさというのが大きな問題なのだと思います。委員長が祖父江先生になったこともあって、ぜひ公衆衛生業界でアピールするためにもブースの出展とかはぜひ考えてほしいと思います。

あともう一つ、最後の23ページで情報収集のことを頑張っているということなので、ここからは自分の情報提供なのですが、今、我々が実際に論文を作成するときに、文献を集める方法が劇的に変わってしまっていて、OpenAIをはじめとしてAIで集めるということが物すごく効率的になっている。1年ほど前まではいまいち信用できなかったのですが、今、OpenEvidenceとかというコーナーで見ると、ほぼ世界中の雑誌を網羅していて、そして、反対、賛成のものを整理して論点を書いてくれる。間違っていることが昔に比べるとずっと減っているという状況ですので、こういったことを活用していた

だくとすごく効率的になると思うのです。実際に自分が論文を書くときには1週間ぐらいかけて文献を集めて読み込んでいたのですが、15分ぐらいで似たような作業ができてしまうという状況になっていて、1年ほど前までは結構間違っていたのですが、今、大体合っているというところまで来ているので、ぜひこういったことの活用は考えてほしいと思います。基本的に無料で触れるというのもなかなかすごいと思いますので、ぜひ活用を考えていただきたいと思います。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

後半の点は先ほどのDXの取組のところで既に何か考えているのではないかと思いますけれども、今の質問に関してはいかがですか。

○楠川情報・勧告広報課長 ありがとうございます。

まず、翻訳ではAI翻訳というのは積極的に活用させていただいているのですが、収集のところまで自動化できるかどうかということについては、結構予算も必要なところもあって、今後の課題かなとは思っております。ただ、業務の中で使えるものは積極的に使ってまいりたいと思っているところでございます。

もう一点ございました学会のほうですけれども、一応年間で行けるものが数が限られていて、ほかの学会とかぶると、ある程度期間が空かないと、資料の送付とか人の手配などの関係で難しいというところがございますので、そういったところで年間スケジュールの兼ね合いも見ながら決めているところでございまして、御指摘のとおり、公衆衛生学会は私どもの仕事と大変関わりが深いところでございますので、来年以降もブースの出展については検討させていただきたいと存じます。

○本間座長 必ずしもここに載っているのがリストに固定化されるわけではないということですね。

○楠川情報・勧告広報課長 そういうわけではございません。

○本間座長 では、重要度に応じて毎年変わるということですね。ありがとうございます。よろしいですか。

○今村専門委員 文献検索、公開されるところで、公開の文献から引っ張ってくるので、普通にパソコンさえあれば誰でもできるのです。今までだったらChatGPTも有料ではないと性能はよくなかったのですが、今、文献検索の世界ではほぼ無料でそれができるので、ほぼというか完全に無料でできるので、ぜひ活用してほしいと思います。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

ただ、文献検索をしたとしても、実際に原文に当たって中身を見るとなるとまたお金が発生したりするのではないかと思います。

○今村専門委員 それが、英語のホームページなのですけれども、日本語で何々と何々を入れてくださいと言ったら、まず英文が出てきて、その日本語の翻訳が出てきて、サマリーも出てきて、反対派の意見は何本、賛成派の意見は何本というところまでぱっと出てくるのですというのを最近使うようになると非常に効率的になったので、今も多分ファクトシートを作っていると思うのですけれども、あれを1か月に1回検索を入れると多分新しい文献が入ってきて、それがすごくビジュアル化されて出てきますので、参考になると思います。

○本間座長 御検討いただきたいと思います。ありがとうございました。

あと、ウェブのほうで阿部先生、お願いします。

○阿部専門委員 御丁寧な説明ありがとうございます。

先ほど何人かの委員からもお話が出ていたかと思いますが、19ページに関するところで、この件数が多いのか少ないのかということも考えてしまいます。今年度、食育推進基本計画が新たに策定されます。食育基本法が5月27日に改正され、食品安全や食料安全保障問題が重視されてきています。その中のターゲット層として、やはり若い世代というものが再び注目されておりまして、特に大学生や高校生、主には大学生と農林水産省は言っていますがけれども、その時期にしっかり食育を考えるに当たっては、食品の安全や食料安全保障問題ということも含めてしっかり理解していただくことが必要だろうということを説明しています。

そういう意味では、ここで開催している講座、意見交換や講師の派遣、こういうものをもっともっと広く周知していく必要があると思っております。今、食育基本法も含め、食育基本計画が新しくなるというタイミングで、ぜひいろいろな形で連携を取っていただいて、この部分についてもっと拡大をしてほしいと思っています。

私は栄養士会の代表で出ておりますけれども、栄養士会でも管理栄養士、栄養士の養成校の先生方と協力して、こういうものを利用してくださいというPRもさせていただいているのですが、なかなか理解が深まらないという点もございます。そういう意味では、これを機会に、獣医師や薬剤師もそうですし、いろいろな関わりのある専門職の養成校の先生方にも食品安全委員会を知っていただくということが必要だと思っています。

あと、今週末、食育推進全国大会があるのですが、昨年の徳島のときに食品安全委員会

は出展していたのではないかなと思いますが、今年度も出展するかどうかという確認と、ぜひそういう学会だけではなく一般の方が参加するような全国大会などにも積極的に参加していただけるといいと思いましたので、よろしくお願いいたします。

○本間座長　ありがとうございます。

食育全国大会のことについてはいかがでしょうか。

○楠川情報・勧告広報課長　ありがとうございます。今年も出展いたしますので、よろしくお願いいたします。

○本間座長　これも予算が限られていて、全てに出すというわけにいかないということですね。優先順位を考えて選択しているということですのでよろしいですね。ありがとうございます。

阿部先生、今の御回答ですけれども、どうでしょうか。

○阿部専門委員　ありがとうございます。

ぜひ頑張っていたきたいのと、やはり大学生とか若い世代に今後もっと注目していただけるといいかなと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○本間座長　ありがとうございました。

あともう一人ウェブのほうで、藤原先生、お願いします。

○藤原専門委員　同じことかどうか追加ですけれども、いわゆる食品衛生とか食品安全という観点からというのはあるかと思うのですが、そういうふうに対策として分けて考えるということではなく、今、食育の話も出ましたけれども、医療、僕らの領域ではいわゆる生活習慣なわけですから、生活習慣病は医療費の中でも3分の1を占めるというぐらい大きな課題なわけですから、生活習慣は大人になってから生活習慣を改めましょうという話をしてもなかなか改まらないわけで、生活習慣が形成されるのはまさに子供のときですから、そういう意味で小学生からという話をよくするのは、もっと早くてもいいのですけれども、食全体としての対策をする上で、省庁横断的にというか、厚労省とか文科省とかと一体になってやってほしいというのはそういう意見ですので、ぜひそういう観点到立って、やってもらっているはずということではなくて、前のめりで子供からちゃんと教育していくという姿勢で対応していただければありがたいと思います。

以上です。

○本間座長　御意見ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

ウェブのほうから手が挙がりましたのは川名先生でしょうか。よろしくお願いします。

○川名専門委員 日本薬剤師会の川名です。

今いろいろお話を聞いていて、実は薬剤師の活動には割と若い世代との接点がございます。学校薬剤師を通じて食育にも関わっている方もいらっしゃいますし、あと、昨年薬機法が改正になって、地域の中で健康増進支援薬局という国民の健康を守る取組をする薬局が制度として正式に位置付けられ、今後増えていくことが予想されています。こうした点から、今回の議題そのものについてではないのですが、薬局では健康食品も扱っておりますし、もっといろいろなことにお役に立てるのではないかなと思ひまして、ぜひ薬局との連携というのも今後御検討いただければと思います。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

何かお答えできますか。薬局との連携ということですが、検討するということがよろしいですか。

○楠川情報・勧告広報課長 具体的にどういったことができるか今はすぐに思い浮かばないのですが、何かございましたらぜひアイデアをいただければと思います。

○本間座長 ありがとうございます。

では、田沼委員、お願いします。

○田沼専門委員 グリーンハウスの田沼でございます。

学校の食育関連でございますが、企業側の取組ということで私どもの会社で扱っています健康アプリがありまして、今、堺市の自治体と一緒に学校給食を通じて子供さんたちに自分の食事と栄養を知ってもらうためアプリを使うことを始めました。そのアプリで自分の朝食、昼食、夕食、間食の記録を入れてもらう。給食は栄養価が決まっています。親御さんにも共有可能なので、それにより子供さんが栄養を学ぶきっかけにしたいという意図です。好評であれば、もう少しほかの給食センターや自治体にも広げていきたいと思います。昨年の6月から始めたところなのでその結果をまた御報告するようにいたします。私どもも子供さんの食育は大変重要と考えておりますし、実際栄養不足の方もたくさんおりますので、親御さんにもお子様の栄養状況を知っていただきたいと考えております。

以上です。

○本間座長 どのくらいの年齢のお子さんを対象にしているのですか。

○田沼専門委員 今、中学生の給食から始めております。

○本間座長 ありがとうございます。

御意見ですけれども、特によろしいですね。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

では、私のほうからですが、14ページの今年度の食品健康影響評価の課題ですけれども、③の食品健康影響評価の発展を支える連携及び基盤の整備というのは対象課題なしということですが、これは応募がなかったのか、応募があったのだけれども適切な研究計画内容ではなかったのかというのが知りたいのと、これだけ応募があったのだけれども、採択率の競争率というのは一体どのくらいなのかなということを知りたいなと思ったのですが、何か資料はありますか。

○井本評価第一課長 すみません。すぐには手元に資料がないので、お時間が許されるのであれば宿題にさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○本間座長 はい。ありがとうございます。

それと、もう一点です。8ページの食品安全モニターからの報告でアルコール摂取と発がん性のことについて御意見があって、国税庁のほうからはお酒に関する情報というのを削除するということですが、私としては世知辛い世の中になったなという感じはするのですが、こういった流れというのはあれですか。例えばヨーロッパの一部の国みたいにお酒のCMを自粛するとか、そういったことに発展するような可能性があるのですけれども、基本的にはお酒というのは悪いということでこれから行くということですか。

○楠川情報・勧告広報課長 それは私から御説明するのが適切かどうか、むしろどちらかというと厚生労働省ですとか国税庁のほうでお考えになることかとは思いますが、今回は何か統一的な方針があってということではなくて、私どものほうから指摘があったのも一つの原因とは思いますが、国税庁さんのほうでホームページの見直しをしていって、若干内容的に古いものとかは削除するということで整理をしていかれる過程で御指摘もいただいたのでこのページは削除しますという判断をされたと伺っています。

○本間座長 分かりました。ちょっと興味があったので聞かせていただいただけです。

どうぞ。今村委員、お願いします。

○今村専門委員 今の座長先生の御指摘について意見を。お酒の毒性は割とはっきりして

いると思うので、毒性があるという意味では誰も異論はないのですけれども、メリットというのはかなり感情的なものですので、化学的な毒性とメリットというのはなかなか天秤にかけられないものなのです。フグを食べるのは日本人だけですが、外国から見たらあんな危険なものをなぜ日本人は食べるのか、おいしいから食べているのだという天秤なので、食品の本質的な部分としてリスクとベネフィットの天秤がかけにくいものをかけているということがあると思うので、その最たるものがお酒なのだと思います。人が亡くなるようなお祭りもなくならないというのは、それとよく似たものなのではないかと思っています。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

ウェブのほうから阿部委員、お願いします。

○阿部専門委員 今のことなのですが、今村先生がおっしゃることももちろんそのとおりで、今、厚生労働省ではアルコールによる健康被害というか健康影響に関しての対策に取り組んでいます。そのために、適正飲酒をするためのガイドラインを策定しまして、やはり飲酒自体は個人個人によって影響を受ける度合いも違いますし、アルコールの飲み方もいろいろあると思います。そういう意味では、アルコールによる健康被害、健康影響を防ぎましょう。これは恐らく健康食品も同じことなのだと思いますが、その人に適した使い方というのが非常に重要になりますので、健康食品も一概に全部駄目ということではなく、やはりその人が本当に正しく使うということが重要だということと同じ考え方ではないかと思います。厚生労働省では適正飲酒に関するガイドラインによる健康影響についての普及を行っていますので、このようなことも含めて、今後はただ単にアルコールが危険だということだけではなく、正しい情報を発信していくということも必要ではないかと思いましたので、よろしくお願いします。

○本間座長 御意見ありがとうございます。

ほかの先生、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件につきましては、各委員からいただきました御意見のうち、反映すべきものについては座長の私から事務局に指示して原案を追加修正することとし、食品安全委員会に対する報告の体裁等につきましては座長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

(専門委員首肯)

○本間座長 ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。

それでは、次の議事に移ります。議事（５）の「令和８年度食品安全委員会が自ら行う食品影響評価の案件選定の進め方等について」です。

まずは事務局から説明をお願いします。

○楠川情報・勧告広報課長 では、資料３－１「令和８年度における『自ら評価』案件候補の選定について（案）」を御覧ください。

リスク評価機関でございます食品安全委員会は、消費者庁、農林水産省、厚生労働省などのリスク管理機関からの依頼を受けまして食品健康影響評価を行うのが原則でございますけれども、自らの発意によりその評価を行うこともできる仕組みとなっておりまして、これを「自ら評価」と称しているものでございます。

この「自ら評価」の対象とするものについては、一般消費者ですとか事業者からの提案を募ることとしておりますが、リスク管理機関からの評価要請もあまたある中で、提案いただいたものは何でも受け付けるわけにはいきませんで、健康被害の防止の観点から真に必要と考えられるものを選定しておりまして、今年度における選定の進め方の相談でございます。

２ページを御覧ください。

「自ら評価」の対象とするものの選定に当たっての考え方については、平成16年６月17日付の食品安全委員会決定において示されておりまして、囲みの中です。健康被害の発生が確認されているか、またはそのおそれがあり、これに適切に対応するためには食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されるもののうちから、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮しつつ、国民の健康への影響の程度に照らして優先度が高いと考えられるものを企画等専門調査会が案件候補として選定し、食品安全委員会に報告することとされております。

また、食品安全委員会が自らの発意により行う食品健康影響評価ですので、現在評価中または評価済みのもの、食品の問題ではないもの、リスク管理の問題であるものなどを提案いただいても検討の対象外となります。

３ページを御覧ください。

評価を行う上で必要な科学的知見が不足しているものは「自ら評価」の対象とはなりませんが、選考の過程で収集した科学的知見などをファクトシートやQ&Aの形で整理して公表することもございます。

令和８年度における選定の進め方についてです。案件選定のスケジュールにつきまして、令和８年度食品安全委員会運営計画に含まれておりまして、２ページめくっていただきまして５ページに本資料の別紙１としても添付しております。特に御異議がなければ、このとおりとしたいと存じます。

３ページに戻っていただきまして、今後の進め方でございます。まずはスケジュールに従いまして、案件の公募を行います。例年に倣いましてウェブサイトにてお知らせいたし

まして、広く一般の方から電子メール、ファクスまたは郵送での提案を受け付けます。そのほか、食品安全委員会の専門委員ですとか、地方公共団体の食品安全担当部局の方、または食品安全モニターの方には公募について直接メールでもお知らせすることといたします。

その後、いただきました提案を事務局にて整理いたしまして、11月以降の専門調査会にて御審議いただくこととなります。

この公募の文案を本資料の別紙2として6ページ以降に添付しておりますけれども、内容はここまでの説明と重複する部分が多いので、説明のほうは割愛させていただきたいと存じます。

あと、資料3-2として昨年度における「自ら評価」案件候補の審議結果の概要も掲載しておりまして、その中で無機ヒ素については情報収集を継続することとされたところ、本日その進捗も御報告したいと存じます。

○本間座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問等がありましたら挙手をお願いいたします。

基本的にこれまでどおりということですのでよろしいですね。皆さん、特に御意見、御質問がなければ次に移りたいと思います。

それでは、ただいまの御意見を踏まえて、事務局のほうは令和8年度の「自ら評価」の案件選定について手続を進めていただくようお願いいたします。

続いて、先ほど話がありました昨年度の情報収集を継続するとした無機ヒ素について、その進捗の報告があるということですので、事務局から説明をお願いいたします。

○楠川情報・勧告広報課長 では、資料3-2を御覧いただければと存じます。

本年、去る2月の企画等専門調査会におきましては、無機ヒ素について、近年、海外で新たなデータに基づく評価が行われている状況に鑑みまして、「自ら評価」の対象としてはどうかということについて議論いただきました。

結果、無機ヒ素の有害性については明らかであるものの、現時点においては過去の評価で指摘された課題が新たな科学的知見によって十分に解消されているのかどうか、特に日本人の食生活ですとかばく露実態を踏まえて考えたときに、海外の疫学調査のデータですとか解析モデルがそのまま使えるのかについての専門的な精査が不可欠とされたところでございます。

このため、「自ら評価」の案件候補としては選定せずに、様々な分野の専門家から成る体制を整備の上で、必要な科学的知見の充足状況について情報収集を継続するとなったところでございます。

この情報収集の進捗状況についての御報告をさせていただきます。前回の専門調査会の

時点では未公表でございましたJECFAの評価書が5月に公表されておりますが、特に新しい知見は含まれておりませんで、食品安全委員会としては、令和8年度中に無機ヒ素に関する調査及び研究を追加で実施することを計画しております。

1点目は、米国の無機ヒ素の評価で用いられました用量反応メタ解析の手法を参考にいたしまして、日本国民を対象といたしまして、ヒト疫学研究を用いた用量反応メタ解析を実施していただく研究でございます。無機ヒ素以外の要因による寄与も考慮した上で、無機ヒ素の摂取が各種の疾患の発症率にどう影響するのかといったことについても考察いただければと考えております。

2点目は、無機ヒ素の体内動態ですとか毒性発現機構に関する最新の科学的知見を収集、整理する調査でございます。こういった科学的知見は、外国の飲料水汚染地域での疫学調査が我が国における健康へ影響評価の根拠となり得るかどうかを判断する際に重要であると考えております。

さらに、令和9年度に向けましては、我が国における食品を経由した無機ヒ素のばく露と各種の疾患との関係について既存のコホート集団を活用して評価する疫学研究のほか、無機ヒ素の毒性発現メカニズム等に関する研究を優先実施課題として設定したいと考えております。ここで仮に令和9年度にラボワークを含む研究を実施することになった場合には、標準的な2か年の研究期間を見込みますと、研究の終了は令和10年度となる見込みでございます。

いずれにいたしましても、これらの調査研究に進捗がございましたら、随時本専門調査会に報告させていただくこととしたいと存じます。ありがとうございます。

○本間座長 御説明ありがとうございました。

ただいま、無機ヒ素に関する情報収集の進捗の説明がありましたが、御意見、御質問等がありましたら、よろしくお願いします。

今村委員、お願いします。

○今村専門委員 方針はよく分かるのですが、今のように自ら本当に研究をしているというのは「自ら評価」の一環という整理にはならないということなのですか。そのところの整理をどうされているか教えていただければと思います。

○本間座長 事務局、どうぞ。お願いします。

○楠川情報・勧告広報課長 研究そのものは科学的知見の収集ということで、評価の土台になるものを研究成果としていただくということですので、評価の一部ではないのではと考えております。

○本間座長 よろしいですか。

○今村専門委員 普通、評価は自分でやるものだと思うので、自分でやっているのだったら「自ら評価」と言ってもいいような気がしましたけれども、そこはそういう整理をされているのならば異論はないですが、すごく不自然さを感じました。

○本間座長 中事務局長、どうぞお願いします。

○中事務局長 事務局長でございます。

我々、評価というときに、今やっているような手法というものがどれだけ使えるのかとかという評価などいろいろあると思うのですけれども、我々、この中で「自ら評価」という評価というのは、食品健康影響評価という法律上の概念として用いられている一つの結論を出す、我々がフラッグシップの業務としてやっている評価ということを指して言っていますので、そういったものとは明確に区別されるものとして、事前の準備としてこういった情報を収集したりであったり、あるいは研究を行ったりというものをまた別の業務としてやっているという意味で区別をさせていただいているというところでございます。食品健康影響評価というものを指して行うということでございますので、そこは明らかに違うものということで整理させていただいております。

○本間座長 ウェットな実験もやる可能性があるということは、それは研究ですよ。

○中事務局長 食品健康影響評価ではなく、研究業務としてやるということでございます。

○本間座長 それは先ほどの新たな研究テーマとして出して、それで公募するといった流れになるわけですね。分かりました。

ただ、この資料3-3を見ると、ヒ素の毒性に関しては前の「自ら評価」で一回やっていますよね。新しい知見がウェットな実験からどれだけ出るかなというのは結構疑問な感じがするのですけれども、それからいろいろな新しい手法が出てきていますので、そういったのを期待しているということではよろしいですか。

○楠川情報・勧告広報課長 手法というのもあると思いますし、今年度を実施します文献収集の結果などで知見のギャップみたいなものがここにあるよというような形でお示しただきましたら、そういった点に焦点を絞って研究いただくようなことになるのかと思います。

○本間座長 ありがとうございます。

ほかの先生、いかがでしょうか。

どうぞ。早川委員、お願いします。

○早川専門委員 日本生協連の早川です。

御説明ありがとうございました。

今お話を伺いますと、調査研究が大体終わるのが令和12年くらいということなのでしょう。そうすると、予算とか人員のこともあると思うのですが、現在JECFAで評価が出て、この後Codex等で基準の改定を行うという段取りになっていくでしょうから、そういったことも考えますと、幾つかの取組を並行して進めるなどして、我々のほうもスピードアップを考えないといけないのかなとも思うのですが、その辺、よろしく願いしたいと思います。

○中事務局長 なるべく、かかる時間はしょうがない。ウェットの事業については、動物実験だったり、何が出てくるか分からないですが、そういうものについては時間がかかる部分というのはしょうがない部分はあるのですが、ただ、我々としてできる限り速やかに事務作業等のところを工夫させていただいて対応させていただきたいと思っております。

○楠川情報・勧告広報課長 令和12年ではなくて令和10年でございます。令和9年に始めますと2年かかりますので、令和10年です。

○早川専門委員 分かりました。

○本間座長 ほかに御質問、御意見はありますか。よろしいですか。

ないようでしたら、この議事はこれで終了いたしたいと思います。

それでは、次に（6）の「その他」の議題ですが、事務局から何かございますでしょうか。

○藤田総務課長 まず、前回の調査会で次回の報告となっております緊急時訓練につきまして、確認訓練の結果について御報告したいと思います。

資料4－1を御用意いただければと思います。

緊急時訓練のうち、確認訓練についての御報告でございます。

日時でございますが、概要のところにあります。日時としては今年の2月24日でございます。

参加者としては委員や事務局職員となっております。

内容としてはシナリオ非提示の形で、事案が発生してからの連絡、情報共有、資料作成

の流れを実務で行ってみたというところでございます。

この訓練につきましては、先日も申し上げたとおり、消費者庁を中心とした政府全体の訓練の中に合わせて実施しております。その参加者として消費者庁や食品安全委員会、警察庁、厚労省、農林水産省となっております。

仮想シナリオの内容がその下になりますけれども、ベンゾエピンという農薬が冷凍食品3種類から見つかったという想定で実施いたしました。次のページですけれども、10時に厚生労働省から第1報が入り、消費者庁から緊急時として扱うといった旨の連絡があり、以下、当局としては委員・事務局会議を開催いたしまして、Facebook、ホームページ等に注意喚起の投稿を行ったところでございます。また、夕刻、政府全体の消費者安全情報総括官会議の幹事会を開催して終了するというところでございます。これと並行して、国民や報道機関からの問合せにも対応するという流れをシミュレーションしたところでございます。

2の検証のところですが、アンケートを実施し、28名から回答を得ました。おおむねよくできたという回答が多数を占めた一方で、一部課題も指摘されたところでございまして、今回英語での問合せというのをやってみたのですが、その対応が不十分であったでありますとか、あるいは事務局内の情報共有で特に委員・事務局会議の開催についてのタイミングがなかなかうまくできなかったといった課題が挙げられました。

科学的な知見の収集、国民への情報提供についてはおおむねよくできたという回答でした。委員会内部の情報共有につきましては、マイクロソフトのTeamsというアプリを通じて行いました。迅速性や正確性ではポジティブな回答が多かったのですが、一部口頭報告が必要な場面があったり、それから、立ち上がったことが分からなかったのもメールで共有してほしかったといった回答もございました。あと、Teamsの機能としてメンションの活用など、そのところで課題を指摘した声もございました。

シナリオに関することではありますが、訓練で扱った危害因子について、今回農薬となっております、過去、結構連続して農薬となっていることから、対応部署が偏りがちであるといった点で懸念があるといった回答がございました。

今後の対応についてでございますが、Teamsについては例えば国会对応などでも活用しておりますので、そういった機会をとらまえて習熟度を上げていくということを考えております。また、危害因子については、なかなか当委員会だけではいかんともしいところがございますが、取りまとめである消費者庁に対して農薬以外にもやってみてはどうかといった点は提案していきたいと考えているところでございます。

御報告としては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○本間座長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明の内容につきまして、御意見、御質問がありましたら挙手をお願いします。

よろしいですか。ありがとうございました。

この件以外に事務局のほうから何かございますでしょうか。

○藤田総務課長　たびたび申し訳ありません。

「自ら評価」に関してでございますが、「自ら評価」案件候補の審議の在り方の議論につきまして、情報・勧告広報課から提案がありますのでよろしくお願いいたします。

○本間座長　お願いします。

○楠川情報・勧告広報課長　ありがとうございます。

先ほど御報告しました無機ヒ素については、一度食品安全委員会のほうで評価いただいております、そのやり直しを提案いただいているわけでございますけれども、一方で、リスク管理機関のほうでハザードとして認知されており、何らかの調査や対策が実施されているけれども、食品安全委員会による評価は実施されていないものというのは多々ございます。

こういったものも潜在的には「自ら評価」の案件候補となり得るわけでございますけれども、リスクアナリシスの全体の枠組みの中でリスク管理機関とリスク評価機関の役割分担、そういったものを踏まえた上で、こういった場合にはリスク管理機関からの評価要請を待たずに「自ら評価」に着手すべきなのか。逆に言えば、どういうものがリスク管理機関から評価要請されるべきなのか等について改めて御議論をいただけないかと考えております。

特に汚染物質、かび毒、微生物などのハザードにつきましては、許認可等の申請に当たって申請者から試験成績が提出されます農薬とか食品添加物などとは事情が異なりますので、どんなデータが評価に必要で、それをリスク管理機関も含めて誰がいつ準備するのかといったことも重要なポイントになろうかと思えます。

さらに申し上げますと、近年の専門調査会の進め方に対する反省というところもあるのですが、提案のありました案件を「自ら評価」の対象とするかしないかに議論が矮小化しているきらいがあるのではないかと感じておりまして、本来ならば食品安全委員会が日常的に収集しております食品安全関係情報ですとか、食品モニターのほうからいただきます随時報告、そういった情報も総合的に勘案いたしまして、必要に応じて関係府省の担当者にも来ていただいたりして、「自ら評価」の案件候補としての要件に合致するかどうかだけではなくて、リスク管理機関に関する勧告ですとか、あるいは情報提供依頼といったことも含めまして、食品の安全性の向上を目指すという観点から、より大所高所に立った議論をいただくべきなのではないかとも考えられるところでございます。

よろしければ、事務局にて資料を御用意いたしますので、次回、次々回の専門調査会にて御議論いただいて、御了解いただきましたら次年度以降の「自ら評価」案件の審議のプ

ロセスに用いるということとさせていただきたいのですが、いかがでございましょうか。

○本間座長 審議のプロセスと案件候補の選定は違うということですか。同じですね。

皆さん何か御意見はありますでしょうか。私は既にそういうことをやっているのだとばかり思っていたのですけれども、ニュアンスがちょっと違うということですね。

○楠川情報・勧告広報課長 若干足りないところがあったのではないかとということでございます。

○本間座長 次回に資料を提供していただいて、詳しく議論するということですね。そういうことですが、事前に何か確認しておきたいことがあれば承りますけれども、よろしいですか。

どうぞ。

○今村専門委員 ぜひそれは進めてもらいたいと思います。

この安全委員会を設立した当初はそれに似たような動きをしていたと記憶をするのですが、だんだん「自ら評価」にするかどうか、おっしゃるとおり、狭い定義に当てはめるかどうかという話になっていて、食品の安全全体について網羅するという観点がだんだん薄れていっているように思います。今、私、消費者委員会のほうで、例えば事件とかがあるとやはり関係省庁に集まっていたいただいて、それぞれの取組がどうかということを確認するような会議を持っていますので、そのときも安全委員会で同じような会議を。やはり知見を集めるという意味でも幅広く意見を集められるような、それが「自ら評価」の一環という整理をされているのは非常にいいことだと思いますので、ぜひ進めてもらいたいと思います。

以上です。

○本間座長 ありがとうございます。

ほかの先生、いかがでしょうか。

それでは、ただいまの御意見を踏まえまして、事務局は次回の専門調査会に向けて今の件の検討用の資料の準備をお願いいたします。

ありがとうございます。

そのほか、事務局のほうから何かございましょうか。

○藤田総務課長 特にございません。

○本間座長 それでは、以上により、本日の議事は全て終了いたしました。

次回の日程につきましてはどのようなになっているか、事務局、お願いします。

○藤田総務課長 次回の企画等専門調査会では、令和８年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について、それから、令和８年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補についてなどについて御審議いただくことになると考えております。

次回の開催については11月頃を予定しております。

○本間座長 それでは、以上をもちまして第48回「企画等専門調査会」を閉会いたします。
どうもありがとうございました。